

八女市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針 (調達方針)

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するために定める。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、八女市役所全組織とする。

4 方針の管理及び運営

本方針の策定、管理及び運営は、市民福祉部福祉課しょうがい者福祉係において行う。

5 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針による調達の対象となる障害者就労施設等は次のとおりとする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

（2）障害者を多数雇用している企業等

ア 障害者雇用促進法の特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所

※①障害者の雇用数が5人以上

- ②障害者の割合が従業員数の20%以上
- ③雇用障害者に占める重度障害者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

6 調達目標

調達額が前年度を上回ることを目標とする。

7 障害者就労施設等への情報提供について

物品等の調達の推進に係る情報は、市のホームページ等を活用し、障害者就労支援施設等へ情報を提供する。

8 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次のような方法を実施する。

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進のため、調達目標を設定する。
- (2) 障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、八女市役所全組織に対してその情報を提供する。
- (3) 障害者就労施設等から物品等優先的に調達するよう、八女市役所全組織に対し依頼する。
- (4) 障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするため、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令、市契約規則など関連規程に従い、随意契約方式を活用しながら、障害者就労施設等からの調達の推進に努めるものとする。
- (5) 障害者就労施設等から調達を行うときは、可能な範囲内で、障害者就労施設等の特性に配慮した仕様及び納期の設定等に努めるものとする。

9 調達の方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を作成した時は、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。